

# 企業立地促進法関連税制

企業立地集積区域(\*1)へ立地される場合は、事業者が行う設備投資について、以下の優遇税制があります。(\*2)

税の種類		対象業種	適用要件	内容
国税	法人税	製造業(*3)	機械装置の取得単価が1,000万円超かつ取得合計額3億円超 建物の取得合計額が5億円超	特別償却 機械:15% 建物等:8%
		農林漁業関連業種(*4)	機械装置の取得単価が500万円超かつ取得合計額4,000万円超 建物の取得合計額が5,000万円超	
県税	不動産取得税	製造業 情報通信業 コールセンター 運輸業 卸売業 自然科学研究所	不動産等の取得合計額が2億円超	工場・作業場用等の建物及びその敷地の取得について課税免除
		農林漁業関連業種(*4)	不動産等の取得合計額が5,000万円超	
市町村税	固定資産税	県税の不動産取得税の場合と同じ。 ただし、市町村ごとに対象業種・適用要件は異なる。		

\*1 企業立地促進法に基づき市町村が定める区域

\*2 制度を利用するためには、県知事に対して企業立地促進法に基づく「企業立地計画」の承認申請を行い、承認を受ける必要があります。

\*3 織維工業、化学工業、窯業・土石製品製造業、鉄鋼業、非鉄金属製造業、はん用機械器具製造業、生産用機械器具製造業、業務用機械器具製造業(武器製造業を除く)、電気機械器具製造業、情報通信機械器具製造業、電子部品・デバイス・電子回路製造業、輸送用機械器具製造業、時計・同部分品製造業、眼鏡製造業のうち、「宮崎県地域産業集積・活性化基本計画」の定める集積業種に属するもの

\*4 食料品製造業、飲料・たばこ・飼料製造業、木材・木製品製造業、家具・装備品製造業、パルプ・紙・紙加工品製造業、プラスチック製品製造業、ゴム製品製造業、各種商品卸売業、飲食料品卸売業、木材・竹材卸売業、農業用機械器具卸売業、家具・建具卸売業のうち、「宮崎県地域産業集積・活性化基本計画」の定める集積業種に属するもの

(お問合せ先)  
宮崎県庁 企業立地課 企業立地企画担当  
電話:0985-26-7573